



2016年度第1回 教育支援センターFD・SD研修会

「大学における合理的配慮の考え方 と具体的実践」

桑原 斉 准教授(東京大学バリアフリー支援室)



平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して制定されています。

この目的のために障害者差別解消法では、行政機関等や、事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています(不当な差別的取扱いの禁止)。また、行政機関等や、事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています(合理的配慮の提供)。

今回の研修では、東京大学における合理的配慮の具体的な考え方の試案を述べるとともに、合理的配慮の提供の実践に当たって、東京大学で注意しているポイントについて解説します。

●日 時 : 2016年6月28日(火) 17:15~19:00

●対 象 : 本学教職員

●会 場 : 湘南校舎 15号館 4階 第1会議室

※以下の校舎には、TV会議システムで配信いたします。

代々木校舎 : 4号館 1階 4103 教室

高輪校舎 : 1号館 2階 1-2 会議室

清水校舎 : 8号館 4階 8401 教室

伊勢原校舎 : 3号館 1階 会議室 A

熊本校舎 : 本館 5階 視聴覚室(0501 室)

札幌校舎 : メッセ12階 M1212 会議室

短期大学部 : 5号館 3階 531 教室

福岡短大 : 1号館 2階 会議室 A

主 催 : 教育支援センター

問い合わせ先 : 教育支援センター教育支援課 (内線720-2087)